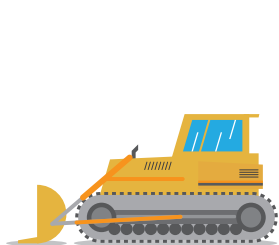


ワイド補償制度のご案内

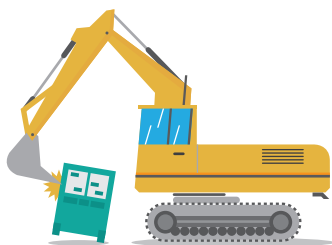
当社のレンタル商品（車両・建設機械）には補償がセットされています。

万が一の時に安心、信用を提供します。

ベストで借りて作業能力もパワーアップ！



動産補償



賠償補償



自動車補償



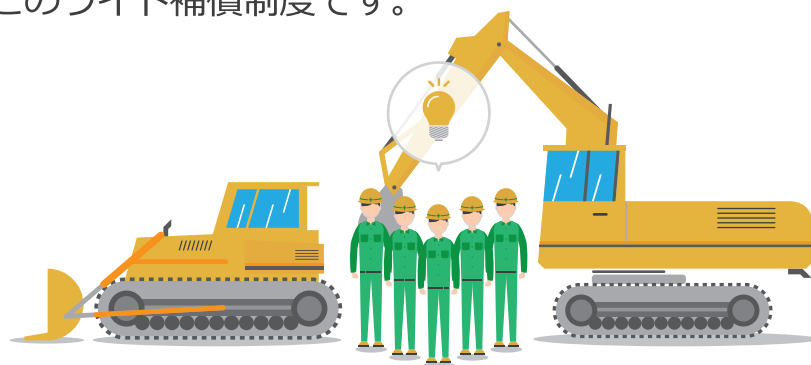
～心豊かな街・環境づくりをサポートする～
ベストレンタル株式会社

サポート



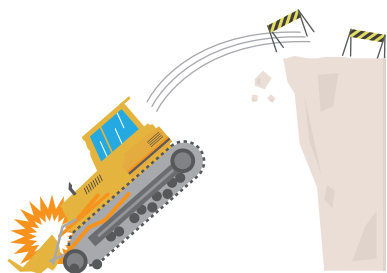
予測できない災害に、
小さなご負担で
大きな安心・安全をサポートします。

何時いかなる時に、事故が起こるかわかりません。現実には事故が起きたら、金銭的にも精神的にも大変な負担がかかります。そこで少しでも皆様のお力になる為、小さな負担で大きな安心を提供させていただくのが、このワイド補償制度です。



動産補償

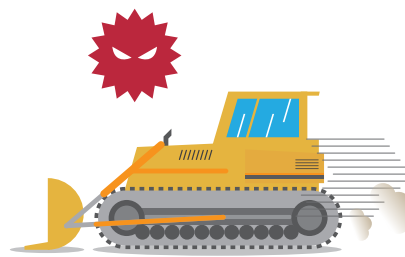
… ナンバーのつかない、全てのレンタル商品に対応します。
破損・火災・水害・盗難事故などに対応。



転落によって機械が破損してしまった。

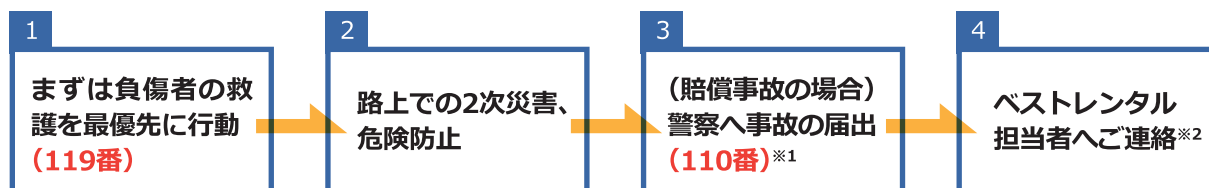


機械が火災で燃えてしまった。



機械が盗難にあったってしまった。

事故が起きた場合は、下記手順にて対応をお願いします。



注意

※1 人身事故の場合、届出がないものは補償対象外となります。

※2 P10の営業所一覧を参照していただき、報告が遅くならないよう速やかにご連絡下さい。

補償内容の特徴

工事に関係のない第三者だけでなく、現場内での作業中や保管中の対人・対物事故に対応！

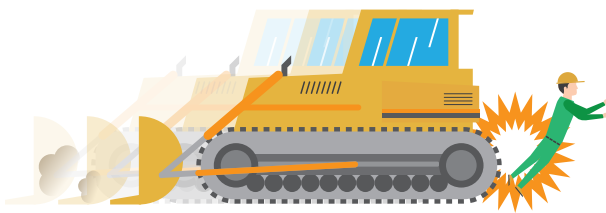
元請、下請さんが起こした事故も対象となります。(注)

(注 当社レンタル機械を使用時の事故に限定されます。)

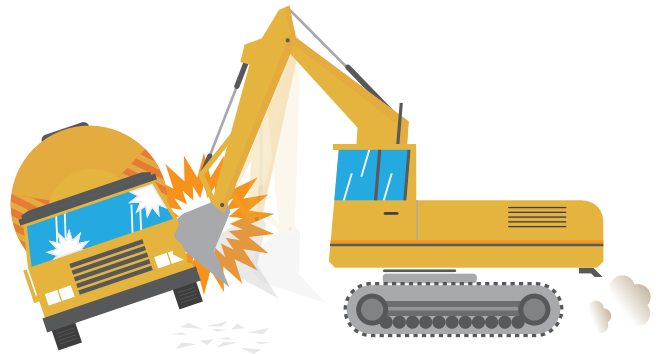
自走式機械賠償補償

.....

自走式機械（油圧ショベル・ブルドーザー等）による対人・対物事故に対応します。



現場内で、ブルドーザー運転中誤って他社作業員に接触し人身損害を与えてしまった。



油圧ショベル運転中誤って他社ミキサー車にぶつけ損害を与えてしまった。

ナンバー付き車両補償

...

登録ナンバー付きのトラックなどの一般車両、高所作業車・ユニック車・散水車などの作業車両、ホイールローダーなどの建設機械対象。

また、対人・対物賠償、人身傷害補償、および車両補償に対応します。



特殊機械、超大型機あるいは特殊な使われ方の場合につきましては、別途料金を設定させて頂く場合があります。

安全対策

動産・車両補償

事故が起きてしまう前に、
まずは安全対策を最優先にしましょう。

事故が起きた場合の免責金（お客様のご負担金）※4・5・6

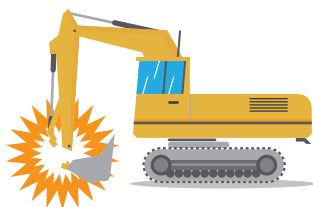
事故といっても、内容も違い、お客様の責任も違います。
お客様のちょっとした不注意によって起こった事故と、安全に対する意識が低い
ため起こった事故とでは、同じ補償料を頂いていても免責内容は違います。事故の内容によっ
ては大きな免責金をご負担頂く場合、補償できない場合（有償修理）があります。あらかじめ
十分ご確認くださいませようお願いします。

注) 同じ補償料の中で、お客様の公平を期すための制度です。ご理解の上ご了承ください。

機械損害が複数回の事故による損害

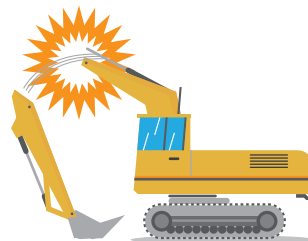
1回の事故につき、その都度所定の免責金額がかかります。例えば、朝前部を、夕方後部を破損した場合、2回の事故となります。

※詳細はP7をご覧ください



日常点検を怠った事による損害

お貸出しの際、日常点検を励行してください。油圧ショベルにおけるロックボルトの点検漏れやグリスアップ不足が原因でアームシリンダーに損害があった場合等。



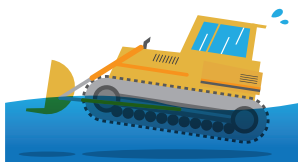
ご負担金 = 免責金額 × 事故回数

(損害事故を起こした場合は必ず、その都度報告してください。)

ご負担金 = 修理費の 20 ~ 60%

水害(水災)事故による損害

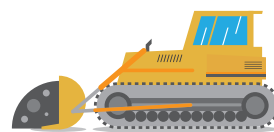
台風、洪水、土砂崩れ、高潮等の水害による損害。
事前の安全対策をお願いいたします。



1台につきご負担金 = 20万円

特定現場・特定業種の損害(動産補償)

次頁(P5)の「特定現場・特定業種の損害」に関し、様々な現場が考えられます。当社にご相談ください。



(1事故の免責金額)ご負担金 = 修理費の40%~

(対人・対物事故、盗難事故は補償対象です。繰り返し事故は補償対象外となります。)

盗難事故による損害 A

同じお客様の2回目以降の盗難損害。
自走式建設機械でキーをつけたままで盗難にあった場合。
(キーを紛失した場合を含みます)

ご負担金 = 損害額の50%

盗難事故による損害 B

左記A以外の盗難による損害。

※全国で盗難が相次いでおります。十分にご注意ください。



ご負担金 = 損害額の20%

注意

※3 損害額は税込み金額とします。

※4 上記以外のケースでも事故の内容によって、同等の免責金をご負担頂く場合があります。
また、損害額が100万円以上の場合は、損害額の20%以上を免責金としてご負担いただきます。

※5 1年以内に合計3回以上事故を起こした場合、3回目の事故から損害額の50%又は20万円のいずれか高い方を免責金として頂きます。尚、この免責金は3回目の事故日から1年間適用となります。

補償対象外

補償対象外となるケースとは？

日頃から、安全に対して意識することが大切です。

事故が起きれば、お客様自身、時間や手間、お金が掛かってきます。金銭的には補償制度で補償されたとしても事故処理にかかる時間や手間は多く、物が壊れれば修理や交換のために作業が中断したり、第三者にけがをさせればお見舞い等に出向く必要が出てきます。また、下記のように、免責金を頂く場合や補償できない場合もあります。事故はいかなる時、起こるかわかりません。日頃から安全に対して意識し、作業点検を実施いただくことも大切です。

Case 1

無理乱暴使用による損害

極端に機械能力を超える扱いや、使用方法を明らかに違う使い方をし、損害を与えた場合。または、当然事故が起こると予測される場合。

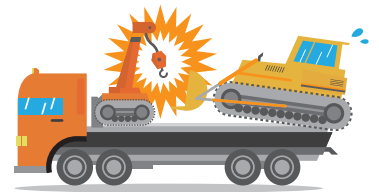


Case 2

法令・使用基準違反事故による損害

セーフティを外して作業したり、高さ制限を超えた積載や、アウトリガーを張り出さずに機械を使用したなどの安全に対する配慮がなされていない場合。

※高さ制限3.8mを超える積載は禁止されています。



Case 3

無免許運転による損害

本来その機械を運転する為の免許を取得せず、運転して損害を起こした場合。

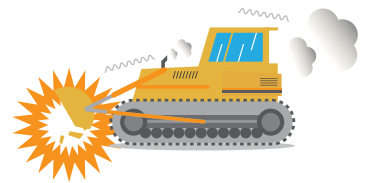
※P8の資格一覧をご覧ください。



Case 4

消耗品・設置部品などの損害

刃、つめ、履帯、ベルト、ピン、ガラス等、消耗品・部品・アタッチメント単独損害の場合。荷台の汚損、擦り傷などの長期使用によって起こる損害や、始業点検を怠った事により発生した損害等。

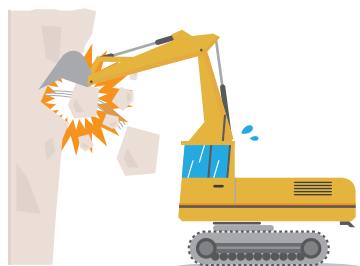


Case 5

特定現場・特定業種の損害

解体工事、トンネル工事、地下工事、碎石現場、船上作業など、あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予測できる現場での損害。

※事前に必ずご相談ください。



- 地震・津波・噴火による損害。
- 警察に未届けの盗難、また警察での扱いが紛失、置き忘れ等の扱いの場合。
- 酒酔い、無免許、麻薬使用等による運転中の事故。
- 事故を起こした加害者と被害者が同じ勤務社内(派遣社員・パート含む)および下請会社等の場合。また、警察に届け出のない場合。(対人賠償)
- 事故を起こした加害者が会社の管理下にある財物を破損させた場合。(対物賠償)
- 第三者(他人)の財物使用不能損害(事故による店舗休業等)による間接損害。

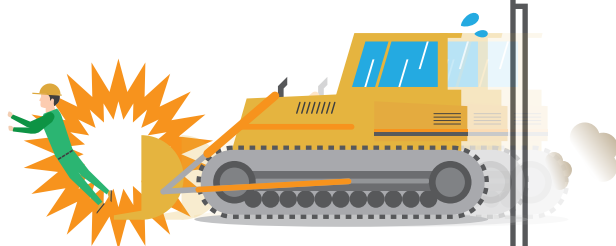
- 振動による事故及び、土地、地盤、地下水に関する損害。
- 騒音、埃、排気、排水による損害。
- 登録ナンバーのない車両で公道を走行中の事故。
- 道交法、労働安全基準で禁じられている行為を行っての事故。
- 詐欺・故意・重大な過失によるもの、及び本来の使用法以外による損害が出た場合。
- 当社レンタル約款に違反して使用された場合。
- その他、当社契約の損害保険会社が対象外と認定した場合。

Q&A

こんなケースは補償対象？対象外？
具体例とあわせて確認してみましょう。

Q. 1

現場内で、ブルドーザー運転中、誤って他社の作業員に接触し、人身損害を与えてしまいました。このような場合は補償対象となりますか？



A

このワイド補償の特徴の1つです！

現場外の第三者(通行人等)に対してばかりでなく、現場内の人々(元請、他の下請会社の作業員等)も対象となります。

(※ただし、お客様と同じ会社に所属する人およびお客様の下請会社の従業員を死傷させた場合は対象外です。)

Q. 2

- 現場内で、油圧ショベルを運転中、元請が設置された自動販売機を壊してしまった。
- 現場内で、油圧ショベルを運転中、別の下請さんの発電機を破壊してしまった。



A

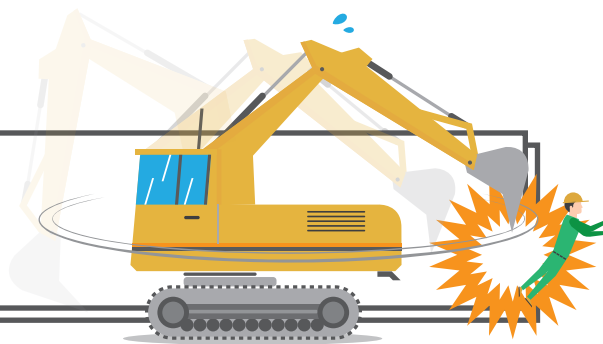
この部分がワイド補償最大の特徴！

現場の外(隣家、電柱等)に対してばかりでなく、上記のような現場内での対物事故についても対象となります。

(ただし、お客様の会社が管理している物は対象外です。)

Q. 3

ショベルカーを旋回させたところ、同じ会社の従業員に接触し、ケガをさせてしまった。



A

この場合は同一社内間災害となりますので、賠償責任が発生いたしません。従いまして補償制度の対象外となります。

Q. 4

免責金(自己負担金)についての詳しい内容とは？



A

「免責金」とは、お客様にお支払頂くご負担金のことを指します。

① 通常作業時での事故の場合のご負担金は1回につき20万円です。

Case.1 通常作業で機械横転により、多数箇所破損させ、高額(但し100万円未満)の修理費が掛かって1回の事故なので、ご負担金は20万円です。
(100万円以上の損害の場合は、損害額の20%をご負担頂きます。)

Case.2 朝前部、昼横部、夕方後部と機械を破損した場合、3回の事故となります。修理費が各々50万円、7万円、30万円(合計87万円)であったとすると、ご負担金は20万円+7万円+20万円(計47万円)となります。
(87万円-47万円=40万円の補償)

Case.3 1年以内に合計3回以上の事故をした場合、3回目の事故より損害額の50%又は20万円のいずれか高い方をご負担いただきます。

2022/4/10 建設機械横転事故(動産補償使用)
2022/9/20 自動車玉突き事故(車両・対人・対物補償使用)
2022/12/1 自動車接触事故(車両補償使用)

2023/11/30まで損害額の50%又は20万円のいずれか高い方をご負担いただきます。

※3回目の事故日から1年間適用となります。

② その他、日常点検不備、無理乱暴、目的外使用、盗難などの場合は、内容により補償しない場合や、上記①の場合より大きなご負担金を頂く場合もありますので、ご注意ください。

※詳細はP4をご覧ください。

注意

※6 1回の事故で複数の補償事故が発生した場合、それぞれに免責金がかかります。この場合、事故のカウントは1回となります。

資格一覧表

運転の資格など受講をご希望の方は、最寄りの当社営業所に相談ください。

機械区分		資格区分		公道上 運転資格
油圧ショベル(クローラ式)	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
油圧ショベル(解体用機械)	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(解体用)	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(解体用)	技能講習	
アームクレーン付 油圧ショベル	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
ホイールローダ	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
ブルドーザ	機体質量 3 t 未満	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	特別教育	
	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	
モータグレーダ	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	技能講習	大型特殊免許
ガラパゴス(リテラ)	機体質量 3 t 以上	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) 小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
クローラダンプ / タイヤキャリア	最大積載量 1 t 未満	不整地運搬車	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大積載量 1 t 以上	不整地運搬車	技能講習	
ローラ (振動 / タイヤ / マカダム)	制限無し	締め固め用機械	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
クローラクレーン	最大吊上荷重 0.5 t 以上 1 t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	特別教育	
	最大吊上荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	
クレーン付トラック	最大吊上荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン・玉掛	技能講習	中型免許
高所作業車	作業床高さ 2m 以上 10m 未満	高所作業車	特別教育	中型免許 (車両搭載車)
	作業床高さ 10m 以上	高所作業車	技能講習	
フォークリフト	最大荷重 1 t 未満	フォークリフト	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大荷重 1 t 以上	フォークリフト	技能講習	
ショベルローダ	最大積載量 1 t 未満	ショベルローダ 等	特別教育	小型特殊及び 大型特殊免許
	最大積載量 1 t 以上	ショベルローダ 等	技能講習	

※ クレーン作業に当たり、玉掛作業者は吊り上げ荷重の区分により「玉掛技能講習」「玉掛特別教育」の修了証が必要です。

・ リテラは車両系建設機械と小型移動式クレーン・玉掛の技能講習修了証が必要です。

補償内容・補償料一覧表

お客様に安心してレンタル機械を使用していただくために、補償内容をさらに充実して、万一の場合に備えた補償制度をご提供します。

補償制度の内容	① 対人賠償	運行・使用・管理中誤って第三者（他人）を死傷させた場合、補償します。
	② 対物賠償	運行・使用・管理中誤って第三者（他人）の財物を破損させた場合、補償します。
	③ 人身傷害	運行・使用・管理中誤って搭乗者が死傷した場合、補償します。
	④ 動産及び車両補償	現場内において、火災、爆発、盗難、破損など偶然な事故による損害を補償します。 (免責金額は事故の内容および購入価格により異なります)

対象車種		補償内容				1日あたりの補償料(円)	免責金(自己負担額)	
		①対人	②対物	③人身傷害	④動産及び車両			
自動車	一般車両 作業車両	2t ダンプ 4t ダンプ 平ボディ車 トラックバン 等	無制限	無制限	最高 2,000万円	実損額	600～2,000	対物10万円 車両20万円
	建設機械	ホイールローダ ローラー 等	無制限	無制限	最高 2,000万円	実損額	800～1,000	対物10万円 車両20万円
ナンバー無し 自走式機械	高所作業車	スカイタワー 等	1事故1億円 (1名5,000万円)	1,000万円	/	実損額	600～1,000	対物10万円 対人10万円 動産20万円
	建設機械	油圧ショベル ローラ クローラダンプ 等	1事故1億円 (1名5,000万円)	1,000万円	/	実損額	400～2,000	対物10万円 対人10万円 動産20万円

＜その他商品＞

対象商品		補償内容	1日あたりの補償料(円)	購入価格	免責金(自己負担額)	
					動産	部分損(万円)
機械類	発電機 コンプレッサ その他アタッチメント 小物機材類	実損額	50～300	5万円未満	1	2
				5～10万未満	2	4
				10～20万未満	3	6
				20～30万未満	4	8
その他	仮設ハウス トイレ類	実損額	50～300	30～50万未満	5	10
				50～100万未満	10	20

注意

- ※弊社が他社より借りて貸出している自動車及び機械・その他商品は、借入先の補償内容に準じます。
- ※市町村ナンバー付車両につきましては、ナンバー無し自走式機械に準じます。
- 移動等の公道走行中は補償対象外となります。
- ※損害額が100万円以上(税込)の場合は、損害額の20%を免責金としてご負担頂きます。
- ※1回の事故で複数の補償事故が発生した場合、それぞれに免責金がかかります。この場合、事故のカウントは1回となります。
- ※1年以内に合計3回以上の事故を起こした場合、3回目の事故から損害額の50%又は20万円のいずれか高い方を免責金としてご負担頂きます。尚、この免責金は3回目の事故日から1年間適用となります。

注意事項

補償制度加入にあたり注意していただくこと

重要事項

1. **お客様(元請、下請を含む)側で、現場の保険(請負業者賠償責任保険、土木、建設工事保険等)に加入、付保されている場合は現場の保険が最優先されます。**
2. 被害者に対する損害賠償責任は当事者にあり、当社が責任を負うものではありません。
3. 被害者との示談やお話し合いに当社は原則関与いたしません。
4. 自走式機械賠償には示談交渉サービスはございません。被害者に対する交渉は当事者が行う必要がありますが、補償制度の内容に基づいて当社および保険代理店がお手伝いいたします。
5. 事故現場では示談交渉を絶対に行わないでください。被害者に対し「全部みず」等は口頭示談となります。届出無しに示談された場合、補償できない場合がございます。
6. 賠償金の確定・示談の決定等には保険会社の承認を必要とします。万が一独自に和解されたとして、そこで保険会社で定められた以上の賠償金の請求が発生しても補償できません。
7. 事故報告が遅延した場合や、間違った報告をされた場合、正当な理由がない限りお支払いできません。
8. 貸渡期間が2日以上になる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
9. 過失割合に関係なく発生した修理金額分の免責金はおお客様のご負担となります。
10. 当補償制度では休車料は含まれておりません。(別途必要)
11. 貸渡期間中は稼働・休車にかかわらず補償料は全てご請求いたします。
12. 補償料については別途、消費税を請求いたします。



～心豊かな街・環境づくりをサポートする～

ベストレンタル株式会社

			TEL	FAX
・ 本社	〒 656-2153	兵庫県淡路市木曾上畑 94	0799-62-2178	0799-62-7722
・ 淡路支店				
北淡路営業所	〒 656-2311	兵庫県淡路市久留麻 1889-1	0799-74-3633	0799-74-3733
南淡路営業所	〒 656-0304	兵庫県南あわじ市松帆古津路 840-1	0799-36-5560	0799-36-5565
洲本営業所	〒 656-0055	兵庫県洲本市大野字北ノ谷1682-1	0799-26-2244	0799-26-2277
・ 阪神支店				
武庫川営業所	〒 660-0085	兵庫県尼崎市元浜町1丁目97-2	06-6419-8811	06-6419-0811
宝塚営業所	〒 665-0814	兵庫県宝塚市山本野里2丁目5-3	0797-82-2900	0797-82-2910
・ 神戸支店				
神戸中央営業所	〒 652-0866	兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町6番地	078-652-8800	078-652-8801
小野営業所	〒 675-1325	兵庫県小野市榎山町字後ノ谷1471-52	0794-62-0555	0794-62-0645